

## 第 5 2 号議案

足立区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和 2 年 2 月 2 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例  
足立区職員の退職手当に関する条例（昭和 5 0 年足立区条例第 1 5  
号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 3 号を削る。

第 8 条第 3 項中「及び教育条例」を削る。

第 1 2 条の 2 第 2 項を削り、同条第 3 項中「前 2 項」を「前項」に改  
め、「及び教職調整額（以下「給料の調整額等」という。）」を削り、  
「調整額等を」を「調整額を」に改め、同項を同条第 2 項とする。

付 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

幼稚園教育職員の職の廃止に伴い、規定を整備する必要があるので、  
この条例案を提出いたします。